

9. 学校感染症に伴う出席停止扱いについて

各感染症によって、出席停止期間が決まっていますのでご確認ください。

登校の際に、受診報告書の提出が必要となります。次ページ様式の確認をお願いします。

学校において予防すべき感染症(第1種・第2種・第3種)の出席停止期間一覧表

第1種 病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種 病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した翌日～5日を経過し、かつ、解熱した後 2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで
第3種 病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染の おそれがないと認めるまで
その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 （主にノロウイルス、ロタウイルス）	必要であれば校長が学校医と相談して出席停止 の措置をとる場合があります